

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	〇指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則	二六
告示	〇家畜防疫員の検査を受けることを命ずる件十一件	二六
	〇道路の供用を開始する件	三三
	福島県公安委員会	三三
	〇道路交通法による指定講習機関として指定を受けた者から変更の届出があった件	三三
	〇道路交通法による運転免許取得者教育の認定を受けた者から変更の届出があった件	三三
正誤	〇令和二年一月二十一日付け定例第七十三号中	三三

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第九号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
別表第二株式会社商工組合中央金庫の項を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（出納総務課）

告 示

福島県告示第十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和二年三月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 実施の目的
牛のブルセラ病及び結核病の発生の予防
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼育されている牛であつて次に掲げるもの
 - 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
 - 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
 - 3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛
 - 4 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する牛
- 四 実施の期日
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

福島県告示第十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和二年三月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 実施の目的
牛のヨーネ病の発生の予防
- 二 実施する区域

- 1 二本松市（木ノ根坂、大根畑、宮沢、休石原、小関、大関、栄町、岳東町、原セ日照田、立石、隠里、西町、錦野一丁目、箕輪一丁目、箕輪二丁目、箕輪三丁目、馬場平、南トロミ、中町、大町、錦町二丁目、大久保二丁目、大久保三丁目、芹沢、昭和町、堀越、米五町、八坂町、上蓬田、木ノ崎、大平中井、中森、雄平台、長下の区域に限る。）、本宮市（稲沢、白岩、長屋、糠沢、松沢、和田の区域に限る。）、桑折町、郡山市（旧郡山、大槻町、片平町、日和田町、喜久田町、富久山町、田村町、湖南町の区域に限る。）、田村市（船引町のうち、春山、芹沢、門沢、堀越、遠山沢、柗山、永谷、荒和田、笹山、滝根町の区域に限る。）、白河市、浅川町、中島村、三春町、小野町（小野新町、飯豊、浮金、吉野辺の区域に限る。）、西会津町、磐梯町、会津坂下町、柳津町、会津美里町、南相馬市（原町区馬場、原町区深野、鹿島区の区域に限る。）、川内村、いわき市（遠野町、四倉町、小川町の区域に限る。）の各区域

三 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する区域

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛
- 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
- 5 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する牛

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

（畜産課）

福島県告示第百二十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和二年三月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

馬伝染性貧血の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

生後百八十日以上馬であつて、所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める馬

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

寒天ゲル内沈降反応

（畜産課）

福島県告示第百二十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和二年三月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

鶏の家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・プロラムによるものに限る。）の発生の予察

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及び種鶏候補鶏

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

急速凝集反応法

（畜産課）

福島県告示第百二十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和二年三月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 健衛生所長の指示する日
 肉眼的検査及び細菌学的検査

(畜産課)

福島県告示第百二十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
 令和二年三月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

越夏していない一の監視伝染病のワクチン未接種の牛であつて、地理的条件及び自然条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定したもの

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査(中和試験)

(畜産課)

福島県告示第百二十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
 令和二年三月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥(以下「家きん」という。)を百羽以上(だちようにあつては、十羽以上)飼養している箇所であつて、福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている家きんのうち任意の十羽以上

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

血清学的検査(鶏を検査する場合にあつてはエライザ法(当該検査で陽性が確認されたときは、同一血清について寒天ゲル内沈降反応)、鶏以外の家きんを検査する場合にあつては寒天ゲル内沈降反応)

(畜産課)

福島県告示第百二十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
 令和二年三月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

豚のオースキー病の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚又は肥育の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚であつて、地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されているものうち任意の十四頭以上(十四頭に満たない場合は、全頭)

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

ラテックス凝集反応、酵素免疫測定法又は中和試験

(畜産課)

福島県告示第百二十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の死体の所有者は家畜の死体について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
 令和二年三月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出に係る牛の死体（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条各号に掲げる場合に係る牛の死体を除く。）

四 実施の期日
 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

五 検査の方法
 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

（畜産課）

福島県告示第百二十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和二年三月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的
豚熱の発生の予察
 - 二 実施する区域
県下一円
 - 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている豚
 - 四 実施の期日
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
 - 五 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査（エライザ法及び中和試験）
- （畜産課）
- 福島県告示第百二十七号**
- 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
- 令和二年三月三日
- 福島県知事 内堀雅雄
- 一 実施の目的
豚繁殖・呼吸障害症候群の発生の予察
 - 二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている豚

四 実施の期日
 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法
 血清学的検査（エライザ法）

（畜産課）

福島県告示第百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和二年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道いわき石川線	いわき市田人町石住字神山一〇〇番五地先から 同 市田人町石住字神山六三番 三地先まで	令和二年三月三日

（道路計画課）

福島県公安委員会

福島県公安委員会告示第11号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定を受けた指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和2年3月3日

福島県公安委員会委員長 森 岡 幸 江
届出に係る指定講習機関として指定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変 更 前	変 更 後
株式会社福陽 自動車教習所	代表者の氏名	佐久間 裕一	吉野 嘉晃

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第12号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定を受けた運転免許取得者教育を行う者から、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和2年3月3日

福島県公安委員会委員長 森 岡 幸 江
届出に係る運転免許取得者教育の認定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変 更 前	変 更 後
株式会社福陽 自動車教習所	代表者の氏名	佐久間 裕一	吉野 嘉晃

（運転免許課）

正 誤

○令和二年二月二十一日付け定例第七十三号中

一五	ページ
上	段
後ろか ら二三	行
駅前二丁目二番	正
大字谷地小屋字榊形二二二番	誤

福島県報の購読申込みについて

福島県報を御購読いただきありがとうございます。

現在の購読期限は、令和2年3月末日となっておりますが、来年度も引き続き購読を希望される方や新たに購読を希望される方は、次のページの申込書に必要事項を記載の上3月31日（火）までに福島県総務部文書管財総室文書法務課（郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号）にお申し込みください。

購読料（月額3,560円。送料を含む。）につきましては、お申し込み後に納入通知書を送付しますので、納入期限までに福島県指定金融機関（東邦銀行）又は福島県収納代理金融機関（東邦銀行以外の銀行、信用金庫、信用組合等）に納入してください。

福 島 県 報 購 読 申 込 書

令和 年 月 日

福 島 県 知 事

郵便番号

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び法人その他の
団体にあつては、その代表者の
氏名

Ⓜ

電話番号

福島県報を 部 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで 箇月間購読します。